# 業務委託基本契約書

\_\_\_\_\_(以下「甲」という。)と 株式会社 ALO's (以下「乙」という。)は 次のとおり業務委託基本契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## 第1条(委託業務の内容)

- 1 乙は甲に対してキャッシュレス端末の設置の案内並び説明を行い、甲は既存顧客や新規顧客 に対しての営業を行うとのとする。
- 2 前項に対して質疑応答がある場合には事前に作成したLINEグループにて甲は乙に対して質疑を行い乙は解答する。
- 3 甲は、本業務を誠実に履行し、乙のために尽力するものとする。

## 第2条(善管注意義務)

甲は、本件業務を善良な管理者の注意をもって行うこととし、甲及び乙は、相互に信用を 傷つける行為を一切行わない。

## 第3条(報酬)

- 1 本契約に基づく甲の報酬は、甲が契約を行った事業者側のキャシュレスカード (VISA、MasterCard) 利用額の0.1%~0.2%内の\_\_\_\_\_%とする。 なお、報酬は、甲は既存顧客や新規顧客に対しての営業を行う際の契約時、VISA、MasterCard「基本手数料 」の%により支給額は変動する。
- 2 報酬支払い日程については、甲に顧客が端末を設置し利用した月締め翌月10日払いとする。 なお、乙は甲へ報酬を振り込む際、甲の顧客利用額を提示し振込を行う。また振込時の 振込手数料を差し引いた額を乙は振り込む。

# 第4条(秘密保持)

- 1 甲及び乙は、本契約有効期間中及び本契約終了後2年間は、本契約又は個別契約の締結及び履行に関して開示を受けた他の当事者の秘密情報(本契約のため甲及び乙は相手方に開示する技術上、営業上における一切の情報)を、法令に基づき適正に管理しなくてはならない。また、乙は秘密情報及び個人情報を履行以外の目的で使用し、若しくは、第三者に漏洩・開示又は公表してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める情報は、秘密情報に当たらないものとする。
- 1 開示を受けた時に既に保有していた情報
- 2 開示を受けた時に既に公知であった情報
- 3 開示を受けた後に受領者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
- 4 開示を受けた後に受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく 合法的に入手した情報
- 5 開示された情報によらず受領者が独自に開発した情報
- 6 法令又は裁判所もしくは政府機関の命令、要求又は要請に基づき、開示する情報

## 第5条(契約解除)

1 甲及び乙において下記各号の一つに該当したときは、相手方は何らの催告なくして直ちに 本契約を解除することができる。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 故意又は過失により本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を求められたにもか かわらず是正を行わないとき
- (2) 手形、小切手を不渡にする等支払停止の状態に陥ったとき
- (3) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続き申立てを受けたとき、又は自ら申立てを したとき

- (5) その他、甲が社会的信用を失墜し又はそのおそれがあり、本契約を存続しがたいと乙が 認めたとき
- 2 甲が、前項に基づき本契約を解除する場合、乙は、第3条(報酬)は以後受け取る事はできない。

## 第6条(特例契約解除)

1 本契約の有効期間中、甲が3ヶ月間契約や代理店紹介がない場合は、何らの催告なくして 直ちに本契約を解除することができる。ただしLINEグループでの質疑や営業行為が 見受けられた場合は乙の判断で特例契約解除を延期することができる。

# 第7条(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自己及び自己が 実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、 保証し、誓約する。
- (1) 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及び その関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、 威力、脅迫的言辞や 詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体 もしくはその構成員又は個人。以 下「反社会的勢力」という。) でないこと。
- (2) 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。 反社会的勢力を利用しないこと。
- (3) 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。
- (4) 役員等が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないこと。
  - 1 暴力的な要求行為
  - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 3 取引に関して、詐欺的手法を用いあるいは脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 4 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の 業務を妨害する行為
  - 5 甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項の規定に 違反した場合、事前に通知することなく、本契約を解除することができる。 この場合、相手方に損害が生じても、これを一切賠償することを要しない。
- 2 甲及び乙は、相手方が第1項に違反したことにより損害を被ったときは、相手方に対し、 その一切の損害の賠償を請求することができる。

## 第8条(損害賠償責任)

1 甲及び乙が、故意又は過失によって本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、 相手方に現実に生じた直接かつ通常の損害の範囲でこれを賠償する責を負う。 なお、この場合における賠償額は、上限1000万円とする。

#### 第9条(契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。 ただし、期間満了の3か月前までに 甲及び乙の双方から書面(電子メール等の電磁的方法を含む。) による何らの意思表示が なされない場 合、同一条件で1年間更新され、以後も同様とする。
- 2 第4条(秘密保持)、第9条(契約期間)、第8条(損害賠償責任)、第10条(管轄)は、本契約が終了した後もなお効力を有する。

#### 第10条(管轄)

本契約に起因又は関連して生じた一切の紛争については、訴額に応じ、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

# 第11条(信義誠実の原則)

本契約に定めのない事項又は本契約の履行につき疑義が生じた場合には、双方が誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。

本契約締結し成立した証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上それぞれ1通を保有する。

もしくは、本書の電磁的記録を作成し、委託者および受託者が合意の後電子署名を施し、 各自その電磁的記録を保管する。

契約日 年 月 日

甲 : (住所)

(氏名)

(連絡先)

乙: (住所) 〒550-0013

大阪府大阪市西区新町1丁目14-21-4818号室

ザ・サンクタスタワー

(氏名) 株式会社ALO's 代表取締役 石田優希

(連絡先) 070-4007-8394